



保険証は一人1枚の カードタイプに なっています！

国保の保険証が平成20年4月1日から新しくなっています。
新しい保険証は、一人ひとり別々のカード型です。

70歳から74歳の方の 保険証について

70歳～74歳の方は、保険証と高齢受給者証が一体（1枚）となり、更新時期が7月31日となっています。7月下旬までに新しい保険証を配達記録郵便で郵送していますので、ご確認ください。

※ 国保税に納め忘れがある方は、窓口での交付となります。

自分のため、みんなのため 国保税を納めましょう

国保は、皆さんが医療機関にかかったときの医療費を負担することが大きな役割です。その財源は、

- ・ 皆さんが納める国保税
- ・ 国などからの補助金
- ・ 皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金

でまかなわれています。国保税は、国保を支える貴重な財源です。

国保に加入している方は、国保税を納めなければなりません。国保は被保険者一人ひとりがみんな平等に医療を受けられ、平等に負担することが大原則です。そのため、国保税を納めない、他の被保険者との公平を欠くだけでなく、国保制度そのものが成り立たなくなってしまう。

そのようなことにならないよう、国保税は必ず納期までに納めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ

- ・ 国民健康保険については
役場町民課保険医療係へ
☎985-4107
- ・ 国民健康保険税については
役場税務課町民税係へ
☎985-4110

国民健康保険税のお支払方法が変更できます

◎特別徴収（年金天引き）から口座振替による普通徴収への変更

国民健康保険税を特別徴収によりお支払いいただく方又は今後特別徴収の対象となる方のうち、以下の①と②両方の要件を満たす方は、「申出書」を提出いただくことにより、口座振替に変更できます。

- ① これまで、国保税を滞納することなく納めていただいている方
- ② これからの国保税を、口座振替により納めていただける方

※ 会社の健康保険（国民健康保険組合を除く）などの被用者保険の被保険者であった方については、口座振替への変更はできません。

【手続きに必要なもの】

国民健康保険証と認印（振替口座を新規登録される方は、別途、通帳及び届出印が必要です）

※ 他市町村から転入してきた方については、他市町村における保険料（税）の納付状況を確認できるもの（領収書など）が必要になります。

問い合わせ 役場税務課町民税係 ☎985-4110